○国土交通省告示第七百八十九号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百二十六円に変更し、平成二十一年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百三号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

○国土交通省告示第七百九十号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百二十六円に変更し、平成二十一年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百四号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

○国土交通省告示第七百九十一号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百二十六円に変更し、平成二十一年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百五号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

○中部地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十三日

中部地方整備局長　佐藤　直良

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　関都市計画道路事業三・六・十三号国道二百四十八号線バイパス

三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県関市小屋名字小森、字毘沙門、字五反田、字神明前、字薄原及び字大久込、巾二丁目及び三丁目、新田、十三塚町、十三塚南、栄町四丁目及び五丁目、山王通西並びに山王通一丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十三日

中部地方整備局長　佐藤　直良

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　多治見都市計画道路事業三・三・二号国道二百四十八号線多治見バイパス

三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県多治見市住吉町三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十三日

近畿地方整備局長　木下　誠也

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
田辺市新庄町字田鶴一五八一番一から同市新庄町字田鶴一五七四番一まで	前	三八・〇〇～六九・〇〇メートル
	後	三八・〇〇～六二・〇〇メートル　〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年七月二十三日

近畿地方整備局長　木下　誠也

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	浦野　淳一、岡崎　雅彦

(2)　変更年月日

平成二十一年六月十五日

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十三日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市大字財光寺字柏場ノ下二二五番一から同市大字財光寺字長江二六六番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十三日